平成２２年（フ）第６１２３号
大阪府東大阪市荒本新町６―36―608、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本北２丁目２番43号
債務者　成尾ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９８号
大阪府門真市上野口町54番13―106号
債務者　大原　正子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２００号
大阪市東住吉区中野２丁目８番２―505号
債務者　橋本　浩行
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１５号
大阪府高槻市安満西の町12番３号
債務者　橋本チヱ子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１６号
大阪市旭区赤川２丁目５番13号パークアヴェニュー802号室、住民票上の住所大阪市北区浪花町１番18―706号
債務者　林　　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１９号
大阪市旭区新森５丁目５番３号
債務者　新城　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４３号
大阪市東住吉区西今川３丁目29番３号
債務者　山田加津美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４６号
大阪市此花区西島１丁目14番16号メゾンM＆A101
債務者　加藤　幸子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４８号
大阪市平野区喜連西３丁目17番12号
債務者　野田　友規
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４９号
大阪府枚方市山之上２丁目８番１―205号
債務者　上田　裕司
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５７号
大阪市西成区松１丁目９番23号　ビバリーヒルズ花園南４Ｈ
債務者　仲宗根和也
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９号
佐賀県小城市小城町畑田1982番地47
債務者　荒木　将行
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
長崎県長崎市旭町13番21号　コーポ都201号、旧住所長崎県長崎市平戸小屋町６番３号
債務者　宮下　清史
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
長崎県長崎市田手原町19番地、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷629番地１
債務者　西平　康二
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
長崎県長崎市泉１丁目12―５、住民票上の住所長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ1117
債務者　久松　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
長崎県長崎市香焼町1512番地13
債務者　島名　富子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９８号
札幌市南区川沿１条２丁目７番６―501号
債務者　鈴木　聡美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部